

Title	銀雀山漢墓竹簡「論政論兵之類」について
Author(s)	湯浅, 邦弘
Citation	中国研究集刊. 2011, 52, p. 23-41
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60989
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

銀雀山漢墓竹簡「論政論兵之類」について

湯浅邦弘

序言

一九七二年、中国山東省銀雀山で前漢時代の墓が発見され、その一号墓には大量の竹簡が副葬されていた。これが、中国古代思想史研究に衝撃を与えた銀雀山漢墓竹簡である。内容は、『孫子兵法』『孫臏兵法』などの古代兵書であり、一九八五年、『銀雀山漢墓竹簡「壹」』(銀雀山漢墓竹簡整理小組、文物出版社)として公開された。

但し、この第一輯に収録されたのは、銀雀山漢墓竹簡の内の『孫子兵法』『孫臏兵法』『尉繚子』『晏子』『六韜』『守法守令等十三篇』(注¹)であった。もちろん、これらが銀雀山漢墓竹簡の中心をなす文献であるが、『銀雀山漢墓竹簡「壹」』の説明によれば、これ以外にも、第二輯に「佚書叢残」が、また第三輯に「散簡」「篇題木牘」「元光元年曆譜」が収録される予定とのことであった。

中国・台湾では、その後、主として『孫子兵法』『孫臏兵法』の研究が進み、一九七五年には、『孫臏兵法』(銀雀山漢墓竹簡整理小組、文物出版社)、一九七五年には、『竹簡兵法』(台湾・河洛圖書出版社編集部、河洛圖書出版社)、一九七六年には、『孫子兵法』(銀雀山漢墓竹簡整理小組、文物出版社)、一九八四年には、『孫臏兵法校理』(張震沢、中華書局)、二〇〇二年には『孫臏兵法解讀』(楊玲、軍事科学出版社)、二〇〇五年には『銀雀山兵学』(銀雀山兵学研究会・銀雀山漢墓竹簡博物館、解放军出版社)が刊行された(注²)。

一方、日本では、銀雀山漢墓竹簡の公開を受けて、一九七六年に、『孫臏兵法』(金谷治、東方書店)が刊行され、また、一九九九年には、銀雀山漢墓竹簡の諸文献を活用した拙著『中国古代軍事思想史の研究』(研文出版)が刊行された。

そして、二〇一〇年一月、『銀雀山漢墓竹簡「貳」』（銀雀山漢墓竹簡整理小組、文物出版社）が刊行された。第一輯で予告されていたと言え、第二輯はほとんど何の前触れもなく、突然公開されたのである。それは、銀雀山漢墓竹簡の発見から三十七年後、『銀雀山漢墓竹簡「壹」』の刊行から二十四年後のことであった^{注3}。

その内容は、第一輯で予告されていた「佚書叢残」に該当するもので、全体は、「論政論兵之類」「陰陽時令・占候之類」「其他」の三部に類別されている。この三つは、内容的に密接な関連があるというわけではなく、たまたま第一輯から漏れたものがまとめて収録されたと考えられる。従って、第二輯収録文献に対する研究も、この三部について、まずは一つずつ個別的な考察を加える必要がある。

そこで本稿では、この内の「論政論兵之類」を取り上げて、その成立時期や思想的特質について考察することを目指す。

一 「論政論兵之類」十二篇の体系性

『銀雀山漢墓竹簡「貳」』の第一部として収録された「論政論兵之類」は全五十篇からなる。「論政論兵之類」とは、

編者（銀雀山漢墓竹簡整理小組）による便宜的な名称で、竹簡自体に記載があったわけではない。ただ、後述のように、これらはいずれも、政治・軍事について様々に説くもので、この仮称に大きな問題は感じられない。

ただ、気になるのは、全体の体系性である。全五十篇には何らかの体系性があるのか。またその篇の前後関係に深い意味はあるのか。そうした点が疑問となる。周知の通り、銀雀山漢墓竹簡の発見には一つの悲劇があった。竹簡群を竹籠の残骸と勘違いした農民たちが手荒くすくつては墓外に搬出したのである。そのため、残簡が多い。この第二輯に収録された文献も、「佚書叢残」と総称される通り、その体系性や配列には不明確な点がある。

しかし、編集説明によれば、第三輯に収録される予定の篇題木牘残片に篇名が記載されているという。そして、その篇名が、この第二輯に収録された「論政論兵之類」の第一から第十二篇までに該当しているという。つまり、「論政論兵之類」第一から第十二篇までは、とりあえず、ひとまとまりの文献ではなかったかと推定されるのである。具体的には、「將敗」^{注4}、「將失」^{注4}、「兵之恒失」^{注4}、「王道」^{注4}、「五議」^{注4}、「效賢」^{注4}、「為国之過」^{注4}、「務過」^{注4}、「觀卑」^{注5}、「持盈」^{注5}、「分士」^{注5}、「三乱三危」の各篇である。

もつとも、これらが本当にひとまとまりの文献なのか

どうかについては、内容の分析を待たなければならぬ。しかし、かつて『孫子兵法』や『守法守令等十三篇』が篇題木牘の記載をもとに復元され、一定のまとまりを持つ文献であると考えられたのは、極めて重要である。篇題木牘に篇名が列挙されているということは、少なくとも、篇題木牘が記載された時点においては、それらがひとまとまりの文献であると強く意識されていたことを示しているであろう。

そこで、これら十二篇が体系性を持つ文献であるかどうか、別角度から検討してみよう。

まず、十二篇全体の篇名を概観して気づくのは、政治や軍事の「失」「乱」に関する内容が多いということである。「将敗」「将失」「兵之恒失」や「為國之過」「務過」「三乱三危」などは、篇名からもすぐにその内容が推測できる。政治や軍事を論ずる際、極端に言えば、こうすれば必ず成功するという論述の仕方と、こうすれば必ず失敗するという論述の仕方があるが、これら十二篇はどちらかと言えば、後者の論述を基調とする点で共通しているように思われる。成功よりも失敗に留意しようという内容の共通性である。

第二として注目されるのは、箇条書き風の文体である。例えば、将敗篇は、「将敗、一曰……、二曰……、三曰……」

……」という書き出しで、最後は「廿曰……」まで続く。同様に、将失篇も、「将失、一曰……、二曰……、三曰……」から始まり、以下延々と箇条書きが続き、最後は「卅二曰……」で終わる。

兵之恒失篇は、「一曰」「二曰」という書き出しではないが、逆に文末が「……、○兵也」「……、○兵也」と統一されていて、これもやはり箇条書き風の文体である。

王道篇は「王道有五」と初めに宣言し、以下、「一曰……」「二曰……」から「五曰……」まで五箇条を記載する。

五議篇も同様で、初めに「有國之五議」と記し、以下、「一曰……」「二曰……」から「五曰……」まで五箇条を記載する。效賢篇はほとんどが残欠しており、未詳であるが、残箇部分で確認できる「……國賢之二效也」という文言から推測すれば、これもやはり、「二效」「二效」……と列挙する篇であつたと考えられる。

為國之過篇は、明確な箇条書きである。各条の冒頭に「・」を記し、「一、為國之過……」「二、為國之過……」「三、為國之過……」という書き出しで、最後は「十五」まで記す。務過篇は五議篇と同様で、初めに「有國之務過」と記し、以下、「一曰……」から「三曰……」まで三箇条を記載する。観卑篇は竹簡の残欠があり、何箇条あるか未詳であるが、やはり文体は、「有國之観庫」に似

て「一也、……」「二也、……」とあり、「八也……」まで竹簡が残っている。三乱三危篇は竹簡の残欠が激しく、具体的な内容は未詳であるが、篇名からも明らかのように、国の「三乱」「三危」を三箇条ずつ列挙していると思われる^(注6)。

このように、「論政論兵之類」十二篇は、箇条書き風の文体という点で、共通している。政治・軍事の失敗を整理して提示しようとする意識が濃厚である。内容については、次章以下で検討を加えることとするが、少なくとも以上の検討結果によれば、これら十二篇は、一応のまとまりを持つ文献であると推測してよからう。

二 十二篇の時代性

それでは、これら十二篇に一定のまとまりがあると考えれば、その時代性はどうかであろうか。内容からうかがうことのできる共通の時代性はあるか。この点について検討してみよう。

まず、将失篇を検討する^(注7)。

・將失。一曰、失所以往來、可敗也。二曰、収亂民而選用之、止北卒而還鬪之、无資而九五有資、可敗

也。三曰、是非爭、謀事辯訟、可敗也。四曰、令不行、衆不壹、可敗也。五曰、九六下不服、衆不爲用、可敗也。六曰、民苦其師、可敗也。七曰、師老、可敗也。八曰、師懷、可九七敗也。九曰、兵遁、可敗也。十曰、兵口不口、可敗也。十一曰、軍數驚、可敗也。十二曰、兵道九八足陷、衆苦、可敗也。十三曰、軍事險固、衆勞、可敗也。十四【日、口口】口備、可敗也。十五九九日、日暮路遠、衆有至氣、可敗也。十六曰、自私自亂、可敗也。十七曰、卑壘无其資、一〇〇衆恐、可敗也。十八曰、令數變、衆偷、可敗也。十九曰、軍淮、衆不能其將吏、可敗也。廿曰、一〇一多幸、衆怠、可敗也。廿一日、多疑、衆疑、可敗也。廿二曰、惡聞其過、可敗也。廿三日、與不一〇二能、可敗也。廿四曰、暴露傷志、可敗也。廿五日、期戰心分、可敗也。廿六曰、恃人之傷一〇三氣、可敗也。廿七日、事傷人、恃伏詐、可敗也。廿八曰、軍輿无口、可敗也。廿九曰、羣一〇四下卒衆之心惡、可敗也。卅曰、不能以成陣、出於夾道、可敗也。卅一日、兵之前行後一〇五行之兵、不參齊於陣前、可敗也。卅二曰、戰而憂前者後虛、憂後者前虛、憂左一〇六者右虛、憂右者左虛。戰而有憂、可敗也。一〇七

・將失は、一に曰く、往來する所以を失えば、敗るべきなり。二に曰く、亂民を収めて還つて之を用い、北卒を止めて還つて之を闘わせ、資无きも資有りとすれば、敗るべきなり。三に曰く、是非もて争い、事を謀るに弁訟すれば、敗るべきなり。四に曰く、令行われず、衆一ならざれば、敗るべきなり。五に曰く、下服さず、衆用を為さざれば、敗るべきなり。六に曰く、民其の師に苦しめば、敗るべきなり。七に曰く、師老しければ、敗るべきなり。八に曰く、師懷えば、敗るべきなり。九に曰く、兵通ぐれば、敗るべきなり。十に曰く、兵□せざれば、敗るべきなり。十一に曰く、軍教しば驚けば、敗るべきなり。十二に曰く、兵道足陥り、衆苦しめば、敗るべきなり。十三に曰く、軍險固を事にして、衆勞すれば、敗るべきなり。十四に曰く、□□□□備、敗るべきなり。十五に曰く、日暮れて道遠く、衆に怪氣有れば、敗るべきなり。十六に曰く、自ら私し自ら亂るれば、敗るべきなり。十七に曰く、卑壘にして其の資无く、衆恐るれば、敗るべきなり。十八に曰く、令教しば變わり、衆偷なれば、敗るべきなり。十九に曰く、軍乖き、衆其の將吏を能くせざれば、敗るべきなり。廿に曰く、幸うこと多く、衆怠れば、敗

るべきなり。廿一に曰く、疑うこと多く、衆疑えば、敗るべきなり。廿二に曰く、其の過ちを聞くを惡めば、敗るべきなり。廿三に曰く、不能を挙げれば、敗るべきなり。廿四に曰く、暴露して志を傷えば、敗るべきなり。廿五に曰く、戦いを期して心分かるれば、敗るべきなり。廿六に曰く、人の氣を傷うを待めば、敗るべきなり。廿七に曰く、人を傷うを事とし、伏詐を待めば、敗るべきなり。廿八に曰く、軍輿□无なければ、敗るべきなり。廿九に曰く、群下卒衆の心悪しければ、敗るべきなり。卅に曰く、以て陣を成す能わず、夾道に出づれば、敗るべきなり。卅一に曰く、兵の前行後行の兵、陣前に参齊せざれば、敗るべきなり。卅二に曰く、戦いて前を憂うる者は後虚しく、後を憂うる者は前虚しく、左を憂うる者は右虚しく、右を憂うる者は左虚しく。戦いて憂い有れば、敗るべきなり。

この篇は、かつて『孫臏兵法』に分類されていた篇である。その後、篇題木牘の記載を重視して『孫臏兵法』から外し、今回、改めて「論政論兵之類」に編入し直したものである。そこで、『孫臏兵法』という先入観を排除して、改めてその時代性を問う必要が出てきたのである。

この将失篇では、「二に曰く、……資无きも資有りとすれば、敗るべきなり」のように物資の充足と兵站が重視され、「二に曰く、乱民を収めて還つて之を用い、北卒を止めて還つて之を闘わせ」や「九に曰く、兵通ぐれば、敗るべきなり」のように民の大量動員に留意し、またその脱走が懸念されている。さらに、「七に曰く、師老しければ、敗るべきなり」「十五に曰く、日暮れて道遠く、衆に怪氣有れば、敗るべきなり」や「十三に曰く、軍險固を事にして、衆勞すれば、敗るべきなり」のように、長距離侵攻作戦や堅固な要塞の構築が念頭に置かれていると思われる箇所など、長期戦・総力戦が想定されていると感じられる文章もある。こうした兵学的記述は、『孫子』よりはやや後の時代の戦国期を前提とするものではなからうか。

また、兵之恒失篇では、次のような点が注目される。

・兵之恒失，政爲民之所不安爲……一〇〇九

・欲以敵國之民之所不安，正俗所……之兵也。欲以

國【兵一〇〇之所短】，難敵國兵之所長，耗兵也。欲

強多國之所寡，以應敵國之所多，速屈一〇二之兵也。

備固，不能難敵之器用，陵兵也。器用不利，敵之備

固，挫兵也。兵不一〇三稱，内疲之兵也。多費不固□

一〇三……【兵不能】長百功，不能大者也。兵不能昌大功，不知會者也。兵失民，不知過者一〇四也。兵力多功少，不知時者也。兵不能勝大患，不能合民心者也。兵多悔、信、疑者也。兵不能見禍福於未形，不知備者也。兵見善而怠，時至而疑，去非而一〇六處邪，是是而非能居，不能斷者也。一〇七……使天下利其勝者也。一〇八

・兵の恒失は、政民の安んぜざる所を為して……

・敵国の民の安んぜざる所を以て、俗の……する所を正さんと欲するは、……の兵なり。國【兵の短なる所を】以て、敵国の兵の長ずる所を難めんと欲するは、耗兵なり。強いて國の寡なき所を多しとして、以て敵国の多き所に応ぜんと欲するは、速屈の兵なり。備固きも、敵の器用を難むる能わざるは、陵兵なり。器用利ならず、敵の備え固きは、挫兵なり。兵称わざるは、内疲の兵なり。費多きも固からず……【兵】百功を長ずること【能わざるは】、大なること能ざる者なり。兵大功を昌らかにする能わざるは、会するを知らざる者なり。兵民を失うは、過ちを知らざる者なり。兵力を用いること多きも功少なきは、時を知らざる者なり。兵大患に勝つ能わざるは、民

心に合する能わざる者なり。兵悔ゆること多きは、疑わしきを信ずる者なり。兵禍福を未だ形われざるに見る能わざるは、備えを知らざる者なり。兵善を見るも怠り、時至るも疑い、非を去るも邪に処り、是を是とするも居る能わざるは、断ずる能わざる者なり。……天下をして其の勝ちを利せしむる者なり。

ここでは、「国」[兵の短なる所を]以て、敵国の兵の長ずる所を難めんと欲するは、耗兵なり」とか、「強いて国の寡なき所を多しとして、以て敵国の多き所に応ぜんと欲するは、速屈の兵なり」のように、「(自)国」と「敵国」との対峙を前提とし、兵の形態を類別している。ただ同時に、「天下をして其の勝ちを利せしむる者なり」と、「天下」全体への視野が存在する。これも、戦国期、特に戦国後半期を前提とする記述ではないかと推測される。次に、王道篇を取り上げてみよう。

王道有五。一曰能知爲君爲國之致。二曰能以國家□□□□【鄰】_{一〇二四}國之君親、遠方之君至。三曰能神化。四曰能除天下之共憂。五_{一〇二五}曰能持尚功用賢之成功。一〇二六

王道に五有り。一に曰く、能く君と爲り國を爲むるの致を知る。二に曰く、能以國家□□□□□□【隣】_{一〇二四}國の君親しむ、遠方の君至る。三に曰く、能く神化す。四に曰く、能く天下の共憂を除く。五に曰く、能く功を尚び賢を用いるの功を成すを持す。

ここでは、「王道」と言いながら「能く君と爲り國を爲むるの致を知る」、つまり、よく君主となつて國家を統治することをその条件とする。また、「隣國の君」「遠方の君」との親交關係を説いている。そして、「天下」全体の「共憂」を問題にしている。これについても、兵之恒失篇とほぼ同じ時期を想定しておく必要があるろう。

こうした「国」と「天下」との併記は、五議篇にも見られる。

・有國之五議。一曰、百言有本、千言有要、萬言有總。能總言、能知言之所至者也。一〇二八能知言之所至、能爲有天下有國者定治之高卑。不能知言之所至、不能爲有_{一〇二九}天下有國者定治之高卑。有國之一議也。一〇三〇

【・二曰、□□□□□能知知之所】至者也。能知知

之所至、能爲有天下有國者定可與^{一〇三}不可。不能知之所至、不能爲有天下有國者定可與不可。有【國之二議也】。^{一〇三三}

・三曰、言用行、行而天下安樂、能極得。能極得、萬民親之、天【地與之、鬼神相】^{一〇三四}助。不能極得、萬民弗親、天地弗與、鬼神弗助。有國之三議也。^{一〇三四}

・四曰、天不言、萬民走其時、地不言、萬民走其財。

能知此、知治之所至【者也。能知治】^{一〇三五}之所至、能以國亂、不能不以國危。不能知治之所至、不能不以國亂、不能不以國^{一〇三六}危。有國之四議也。^{一〇三七}

【・五曰】……【能知極不可亂】之治也。能知極不可亂【之治、不能以國惑】、^{一〇三八}能以國怠。不能知極不可亂之治、不能不以國惑、不能不以國怠。有國之五^{一〇三九}議也。五議、有國之所以觀……^{一〇四〇}

・國を有つ五議。一に曰く、百言に本有り、千言に要有り、万言に総有り。能く言を総ふれば、能く言の至る所の者を知るなり。能く言の至る所を知れば、能く天下を有ち國を有つを爲す者治の高卑（卑）を定む。言の至る所を知る能わざれば、【天】下を【有ち】國を有つを爲す能わざる者治の高卑を定む。國

を有つの一議なり。

【・二に曰く、……能知知之所】至者也。能く知の至る所を知れば、能く天下を有ち國を有つを爲す者可と不可とを定む。知の至る所を知る能わざれば、天下を有ち國を有つを爲す能わざる者可と不可とを定む。【國を】有つ【の二議なり】。

・三に曰く、言用て行い、行いて天下安樂なれば、能く得を極む。能く得を極むれば、万民之に親しみ、天【地之に与え、鬼神相】^{一〇三四}助。得を極むる能わざれば、万民親しまず、天地与えず、鬼神助けず。國を有つの三議なり。

・四に曰く、天言わざるも、万民其の時に走り、地言わざるも、万民其の財に走る。能く此を知るは、地の至る所を知る【者なり。能く知】の至る所を【知れば】、能く以て國乱れず、能く以て國危うからず。治の至る所を知る能わざれば、以て國乱れざる能わらず、以て國危うからざる能わらず。國を有つの四議なり。

【・五に曰く】、……【能く乱るべからざる】の治を【極むるを知るなり】。能く乱るべからざる【の治】を極むるを知れば、【能く以て國惑わず】、能く以て國怠らず。乱るべからざるの治を極むるを知る能わ

ざれば、以て国惑わざる能わず、以て国怠らざる能わず。国を有つの五議なり。五議は、国を有つの……を觀る所以……。

このように、「天下を有つ」ことと「国を有つ」ことが併記されている。また、「天下」の「安楽」を志向する一方、「万民」や「国乱」「国危」への憂慮が表明されている。

次に、注目されるのは、為國之過篇である。

【一・一】、爲國之過、欲下之上合、民之上親也、而法令不行、其下易得而進也、易得【而退】^{一〇四五}也、其民易得而利、易得而害也。故其下无道上合、民无道上親。^{一〇四六}

・二、爲國之過、欲士之用、民之固也、而國利所在失宜。故其士无以□^{一〇四七}……

【一・三、爲國之過】、欲民之易牧也、不定國風、而欲徒以名數・連伍・刑罰牧之。故其民^{一〇四八}……數、避伍、行姦、避事^{一〇四九}……

・四、爲國之過、欲民之和勸、不可與慮它也、而民无恃上之心、不固而輕變。故其民^{一〇五〇}易動、可與慮它。^{一〇五一}

・五、爲國之過、欲士卒之輯睦□□也、而其勞佚人也不等等進^{一〇五二}……不如无辯、賞罰不信、功不貴、勞不利。故其士卒以遠敵去危避勞爲故、其吏便以爲^{一〇五三}重利。^{一〇五四}

・六、爲國之過、欲國之富、有大事可以持久也、而以厚使。厚使則民相隔。民相隔也、則所有^{一〇五五}□物見者病、匿者利。所有□物見者病、匿者利、則損於田疇、損於畜長、損於樹藝、損於畜積、損於器^{一〇五六}□。五者曲損、則國貧、有大事不可以持久、其吏便以爲重利^{一〇五七}。

・七、爲國之過、欲吏之母獲民利也、而其所以使民之勢易姦也、不可以應大事、^{一〇五八}有大事必畏、其吏便以爲重利。^{一〇五九}

・八、爲國之過、欲其吏大夫之母進退禁令以相爲、驅以爲重利也、而无以審其吏治之^{一〇六〇}失。故其吏大夫多進退禁【令以】相爲、驅以爲重利。^{一〇六一}

・九、爲國之過、欲吏之廉忠母【□】官也、欲民之母行姦要利也、而无以論其吏大夫之士非^{一〇六二}士。故其吏大夫多不矜節、民多姦。^{一〇六三}

・十、爲國之過、欲下之盡智竭能也、而无数以知合與不合、中與不中。故其下无道^{一〇六四}爲上盡智竭能。^{一〇六五}

【一・十一】一、爲國之過、欲國之治強也、而其所貴非君之所以尊也。其所富非國之所以富^{一〇六六}也。故其國亂弱。^{一〇六七}

・十二、爲國之過、欲國德之及遠也、而驕其士曰「士非我无道貴富」。其士驕其君曰「國^{一〇六八}非士无道安強」。其君至於失國而不悟、其士至於飢寒而不進。上下不合、國德无【以及遠】^{一〇六九}……。

・十三、爲國之過、其所欲與其端計相詭也。何以言之。以城量財物以易其國、端計^{一〇七〇}无予者、而人君之所以侵民者之爲財物也不央、如以城量之、而人君以亡其國、故其^{一〇七一}……。

・十四、爲國之過、欲有國之長久也、而不務其所以取尊安於民。萬民之有君而共^{一〇七二}尊之安之也、求得治焉也。夫君萬民而以狼畜之、故其^{一〇七三}……。

・十五、爲國之過、欲有國之長久也、而行速失之道。其所以然、務過也。何謂務過。聖^{一〇七四}王明君之爲國也、務不可奪。夫不可奪、故人莫之務取。失國者之爲國也、不務^{一〇七五}不可奪、而務察奪、不^{一〇七六}……
□守戰。何謂不可奪。聖王明君之爲國也、下上合、民上^{一〇七七}親、孰能取之。^{一〇七八}

【一・一】一、国を為むるの過ち。下の上に合し、民の上

に親しまんと欲するも、而して法令行われず、其の下得て進み易く、得て【退き】易く、其の民得て利し易く、得て害し易きなり。故に其の下道りて上に合すること無く、民道りて上に親しむこと無し。

・二、国を為むるの過ち。士の用、民の固を欲するも、而して国の利の在る所、宜しきを失う。故に其の士以て□する無し……

【一・三】三、国を為むるの過ち。民の牧し易きを欲するや、国風を定めずして、徒らに名数・連伍・刑罰を以て之を牧せんと欲す。故に其の民……数、伍を避れ、姦を行ひ、事を避け……

・四、国を為むるの過ち。民の和勸して与に它を慮るべからざるを欲するも、而して民に上を恃むの心無く、固からずして軽々しく変ず。故に其の民動き易く、与に它を慮るべし。

・五、国を為むるの過ち。士卒の輯睦□□を欲するも、而して其の人を勞佚せしむるや等しからず等進……不如无辯、賞罰信ならず、功貴ばれず、劳利ならず。故に其の士卒敵を遠ざけ危きを去り勞を避くるを以て故と為し、其の吏便ち利を重んずるを為す。

・六、国を為むるの過ち。国の富、大事有るも以て持久すべきを欲するも、而して以て使を厚くす。使

を厚くすれば則ち民相隔たる。民相隔たれば、則ち有る所【の】物見わる者は病み、匿れる者は利す。

ば、則ち田疇を損ない、畜長を損ない、樹芸を損ない、蓄積を損ない、器【用】を損なう。五者曲く損なえば、則ち国貧しく、大事有れば以て持久すべからず、其の吏便ち以て利を重んずるを為す。

・七、国を為むるの過ち。吏の民利を獲ること母からしめんと欲して、而して其の民を使う所以の勢、姦たり易く、以て大事に応ずるべからず、大事有るも必ず畏れ、其の吏便たぐすく以て利を重んずるを為す。

・八、国を為むるの過ち。其の吏大夫の進退禁令以て相為し、驅して以て利を重んずるを為すこと母からんと欲するも、而して以て其の吏の治の失を審らかにすること無し。故に其の吏大夫進退禁【令以て】相為すこと多く、驅して以て利を重んずるを為す。

・九、国を為むるの過ち。吏の廉忠、官を口する母からんと欲し、民の姦を行い利を要むること母からんと欲するも、而して以て其の吏大夫の士と士に非ざるとを論ずる無し。故に其の吏大夫、節を矜たらざること多く、民姦なること多し。

・十、国を為むるの過ち。下の智を尽くし能を竭つく

さんと欲するも、而して数しば以て合と不合と中と不中とを知る無し。故に其の下道りて上の為に智を尽くし能を竭つくす無し。

【・十】一、国を為むるの過ち。国の治強を欲するも、而して其の貴ぶ所、君の尊ぶ所以に非ず、其の富まんとする所、国の富む所以に非ざるなり。故に其の国乱弱なり。

・十二、国を為むるの過ち。国徳の遠く及ばんと欲するや、而して其の士に驕りて曰く、「士我に非ずんば道りて貴富なる無し」と。其の士其の君に驕りて曰く、「国士に非ずんば道りて安強なる無し」と。其の君国を失うに至るも悟らず、其の士飢寒に至るも進まず。上下合せず、国徳无……。

・十三、国を為むるの過ち。其の欲する所と其の端計と相詭たがうなり。何を以て之を言うか。城を以て財物を量り以て其の国を易たんじ、端計予めする无き者なり。而して人君の民を侵す所以の者の財物を為すや央つきず。如し城を以て之を量れば、而ち人君以て其の国を亡す。故に其……。

・十四、国を為むるの過ち。国を有つの長久を欲するも、而して其の尊安を民に取る所以に務めず。万民の君を有して共に之を尊び之を安ずるや、求めて

焉を治むるを得るなり。夫れ万民に君たりて懇るに之を畜い、故其……。

・十五、国を為むるの過ち。国を有つの長久を欲するも、而して速失の道を行う。其の然る所以は、過ちに務むるなり。何をか「務過」と謂う。聖王明君の国を為むるや、奪うべからざるに務む。夫れ奪うべからざるに務む、故に人之を取るに務むる莫し。国を失う者の国を為むるや、奪うべからざるに務めずして、奪うを察するに務め、……。守戦。何をか奪うべからずと謂う。聖王明君の国を為むるや、下上に合し、民上に親しめば、孰か能く之を取らん。

ここでは、政治を執り行う際の失敗の原則が列挙されているが、その中で、「三、……徒らに名数・連伍・刑罰を以てこれを牧す」のように、連座制や刑罰の施行を前提とする記述がある。篇名からして、この篇は「国」の存亡を念頭に置いているが、特に、「五、……故に其の士卒敵を遠ざけ危きを去り勞を避くるを以て故と為し」という態度は「国」と「敵」とが対峙した状況を前提としているであろう。また、「十二、……其の君国を失うに至るも悟らず」のように、「国を失う」という一国家の衰亡を念頭に置いた発言も見られる。これらは、戦争の勝敗

によつて諸国の統廃合が急速に進みつつあつた時代を前提としているであろう。

こうした傾向は、務過篇にも見える。

有國之務過。一曰、不知城之不可以守地。一〇八〇

二曰、不知治之不可爲萬民先者。一〇八一

三曰、不知民之不可以應堅敵。一〇八二

国を有つの務過。一に曰く、城の以て地を守るべからざるを知らず。

二に曰く、治の万民を為むるを先とせざるべからざるを知らず。

三に曰く、民の以て堅敵に必ずべからざるを知らず。

ここでは、自国の「民」と「堅敵」との関係が説かれている。

同様に、観卑篇も、敵国との戦争により、国家が衰亡するとの危機感を前提としている。

有國之觀卑。一也、不見亡地。二也、不見亡理。三也、不見將亡之國。四也、不見忘民之國。五也、不見□□、六也、不見危國。七也、一〇八五不見亡

國。八也、一〇八六不見失俗之一〇八六……

國を有つの觀卑。一は、亡地を見ず。二は、亡理を見ず。三は、將に亡びんとする國を見ず。四は、民を忘るるの國を見ず。五は、【□□。六は】、危國を見ず。七は、亡國を見ず。八は俗を失うの【一】を見ず。

すなわち、「將に亡びんとする國」「危國」「亡國」などという表現に、その危機感が表わされている。

このように、「論政論兵之類」十二篇は、基本的には、自國と敵國とが軍事的に激しく対峙している状況を前提とし、場合によっては、自國が「亡國」となるかもしれないとの危機感を抱きつつ、同時に、「天下」全体への視野を持つ文献である。

もつとも、「天下」的視野や戦争による國家の衰亡は、古くから見られると言えよう。ただ、「民」の大量動員や長距離侵攻作戦や連座制の施行が想定されていることなどを総合的に考慮すれば、これら十二篇の前提とする時代性として最も相応しいのは、『孫子』よりもやや後の戦國時代後半の様相であると言えよう。

なお、「論政論兵之類」全五十篇全体に視野を拡大する

と、さらに重要な論拠を見いだすこともできる。例えば、第十四の客主人分篇には、「帶甲數十萬」という表現が見える。これは、『孫子』作戰篇の「凡そ用兵の法は、馳車千駟、革車千乘、帶甲十萬、千里にして糧を饋るときは、則ち内外の費、賓客の用、膠漆の材、車甲の奉、日に千金を費やして、然る後に十萬の師率がる」とか、同・用間篇の「凡そ師を興すこと十萬、師を出だすこと千里ならば、百姓の費、公家の奉、日に千金を費やす」などに見える「十萬」という数値よりはやや大きく、戦國時代中期以降の時代相を反映していると考えられる。

また、第二十八の選卒篇には、「秦は四世以て勝つ」とある。これは、『荀子』議兵篇にも見える表現で、戦國時代中期以降における秦（孝公、惠王、武王、昭王の時代）の常勝の様を説く内容である。

これらも、右の検討結果に抵触するものではなく、むしろそれを傍証する表現や内容であると思われる。ただ、篇題木牘には十二篇以降の篇名は記されていないようなので、現時点では、あくまで、十二篇に限定してその時代性を論じておきたい。

三 兵学思想史の上の特質

このように、「論政論兵之類」十二篇は、文体、内容、時代性とも、大きく矛盾することはない、やはり篇題木牘に記されているとおり、一定のまとまりを持つ文献であると推定して良さそうである。

それでは、思想的特質の面からこの点を考証してみよう。そこで注目されるのは、十二篇の兵学思想としての特質である。

『孫子』は、当時としては突出した合理的思考を有し、権謀術数を旨とする兵学を説いた。『呉子』や『孫臏兵法』『尉繚子』なども、基本的にはそうした兵学思想を継承し、それらは後に「兵権謀」の兵法と称された。しかし、今ひとつの思想的潮流として「兵陰陽」を無視することはできない。「兵陰陽」とは、『漢書』芸文志に、「陰陽とは、時に順いて発し、刑徳を推し、斗撃に随い、五勝に因り、鬼神を仮りて、助けと為す者なり」と定義される呪術性の高い兵法である。こうした兵法は、戦国時代において強い影響力を持っていた。

そこで、この「兵陰陽」に対し、他の兵書がどのような態度をとったのかについてまとめておこう。まずは、『孫子』『孫臏兵法』『呉子』『司馬法』『三略』などの古代兵書は、いずれも人為と権謀に基づく兵学思想を説き、その中に「兵陰陽」的要素をほとんど含まない。春秋戦

国の当時、開戦前に吉凶を占ったり、作戦の是非や勝敗を様々な占術によつて予測するというのはむしろ当然の行為であった。これに対して、右の兵書は、そうした呪術的要素をほとんど含まない。合理的思考に貫かれていたのである。

次に、同じく合理的思考とは言っても、やや様相を異にするのが、『尉繚子』である。『尉繚子』は、人為主体の思想的基盤に立脚し、極めて現実的な富国強兵思想を表明する。またその一方で、「兵陰陽」思想への激烈な批判を展開するといふ点に大きな特色を示す。例えば、「賢を挙げて能に任ずれば、時日ならずして事利あり、法を明らかにして令を審らかにすれば、卜筮せずして事吉なり。功を貴び勞を養えば、禱祠せずして福を得」（『尉繚子』戦威篇）と説く。すなわち、有能な人材を登用すれば、日時の吉凶によらず事業には必ず利がついてくる。法令を明らかにしておけば、卜筮に頼らなくても事業は吉となる。功績ある者を尊び養えば、お祈りをしなくても福を得ることができる、と説くもので、「時日」「卜筮」「禱祠」が明確に否定されている。『尉繚子』は、「兵陰陽」の呪術的兵法を、人為的努力を放棄する欺瞞・詐術と見なし、厳しく非難しているのである。

しかし、このことは、「兵陰陽」の兵法が当時いかに強

い影響力を持っていたか、また、それにとらわれていた君主や将軍がいかに多かつたかを逆に暗示しているであろう。この点について参考となるのは、『韓非子』の言である。

龜筮鬼神不足學勝、左右背鄉不足以專戰。然而恃之、愚莫大焉。〔『韓非子』飾邪篇〕

（兵陰陽家が説く）「龜筮鬼神」で勝利を得ることはできない。「左右背郷」の原則に従って戦うことはできない。それなのに世の多くの将軍はこれを頼みとしてゐる。これより愚かなことはない。

「龜筮鬼神」とは、龜卜や筮竹による占い、そして鬼神の祭祀である。また「左右背郷」とは、自軍と敵軍との位置関係。左か右か、逆か順かという空間的位置による吉凶の判断である。これらにすぎる世の将軍たちを『韓非子』は愚かなことだとあざ笑う。『韓非子』は兵家の書ではないが、兵権謀の兵書と同じく、徹底した合理主義を貫いている。兵陰陽の兵法は、これら合理主義に立つ思想家たちから痛烈に批判されたのである。そして、『尉繚子』や『韓非子』が声高に批判しなければならなかった現実があつたことをも想定しなければならない（注③）。

それでは、こうした「兵権謀」と「兵陰陽」との鋭い対立の中で、「論政論兵之類」十二篇は、どのような思想的立場をとっているであろうか。

まず、将敗、為国之過、務過、觀卑の各篇には、「兵陰陽」的要素がまったく見えない。これらの篇は、政治や軍事、将軍の過失を列挙するが、それらは、『孫子』流の合理的思考に基づいて説かれている。

さらに、「兵陰陽」的要素を否定しているような箇所もある。例えば、将失篇では、将軍の失敗として次のように説く。

廿曰、多幸、衆怠、可敗也。廿一曰く、多疑、衆疑、可敗也。

廿に曰く、幸^かうこと多く、衆怠れば、敗るべきなり。

廿一に曰く、疑うこと多く、衆疑えば、敗るべきなり。

ここに指摘される「幸うこと」「疑うこと」の中には、祈祷や占いなども含まれるのではなからうか。将敗篇は、そうした神頼みや心理的不安が軍隊に蔓延すれば、必ず敗れると指摘するのである。

同様に、兵之恒失篇も次のように「疑」について指摘

する。

兵多悔、信疑者也。

兵悔ゆること多きは、疑わしきを信ずる者なり。

ここに言う「疑わしき」ものの中には、やはり、呪術で得られた頼りない情報も含まれるであろう。そんなものを信用すれば、後悔することになると警告するのである。

また、「天」や「地」の語は、場合によっては「兵陰陽」の兵法で重要な役割を果たすこともある。これらが人格的な性格を持ち、人々に禍福を与えるという意味で使われる場合もあるからである。しかし、十二篇に説かれる天地は、決してそのような意味ではない。例えば、五議篇では次のように説かれる。

四曰、天不言、萬民走其時、地不言、萬民走其財。

四に曰く、天言わざるも、万民其の時に走り、地言わざるも、万民其の財に走る。

ここでは、天も地も「言わざる」存在だとされている。しかも、天も地も言わないにも関わらず、民は時宜をわ

きまえ、理財を求め存在だとされている。ここにはむしろ、人為の側に重点を置く思考が見られよう。

但し、注意を要する語も二三見られる。例えば、王道篇に、「三に曰く、能く神化す」とある。この「神化」を文字通り受け取れば、呪術の兵法となる。しかし、王道篇全体は決して呪術を説いてるのではない。ここで言われる「神化」とは、すばらしい王者の治世は、民の目から見ると神妙な変化として映るという意味であろう。

これは、『孫子』虚実篇の「神なるかな神なるかな、無声に至る」に近い性格の語だと考えられる。この「神」とは文字通りの神様の意味ではない。「神」という表現が使われるのは、こうした至上の軍隊の行動が、敵側にとつてはとても人智の枠内のこととは思えないからである。敵は、その敗北を、天命とか、偶然とか、神秘などとして納得せざるを得ないのである。ここもそうした意味での「神化」であろう。

また今ひとつ注意を要するのは、五議篇の「鬼神」である。五議篇に、「得を極むる能わざれば、万民親まず、天地与えず、鬼神助けず。国を有つの三議なり」とある。確かに、「兵陰陽」の兵法とは、鬼神の力を借りて勝利を得ようとするものであった。だが、ここで説かれる鬼神とは、必ずしも、軍事的勝利をもたらす超越的存在では

なからう。適切な政治が行われないと、万民は親しまず、天地の恩恵は受けられず、祖先の靈魂の助けも受けられないという程度の発言である。人為的努力を放棄して、ひたすら鬼神にお祈りする、という思考を表明するものではない。

このように、十二篇全体を概観してみると、その兵学思想としての特徴が明らかになるであろう。「論政論兵之類」十二篇は、「兵権謀」と「兵陰陽」とを指標として見た場合、明らかに「兵権謀」型の思想に分類されるのである。

もっとも、『銀雀山漢墓竹簡「貳」』に収録された佚書の中には、第二部として「陰陽時令・占候之類」がある。従って、『銀雀山漢墓竹簡「貳」』全体の思想的性格については、改めて検討する必要がある。ただ、「論政論兵之類」としてまとめられた第一部の諸篇、特に篇題木牘に篇名が列挙された十二篇については、同一の思想的性格を持つものと理解して良いであろう。この十二篇の中には、将敗篇、将失篇のように、かつて『孫臏兵法』の一編として紹介されていたものもある。しかし、そのことにこれまで大きな疑問が提出されなかったのは、これらが『孫臏兵法』の一篇と考えて何ら不自然ではなかったからであろう。これら十二篇は、その思想的傾向に関す

る限り、『孫子』『孫臏兵法』との間に大きな齟齬は感じられないのである。

四 十二篇の意義

最後に、「論政論兵之類」十二篇の意義についてまとめよう。今回、『銀雀山漢墓竹簡「貳」』として公開された「論政論兵之類」は五十篇にもおよぶ長編であった。それらは、政治・軍事の要諦を簡条書き風にまとめるという文体上の特色を持つ。特に、篇題木牘にその名が列挙される十二篇については、その文体および思想的特質が共通していた。これらは少なくとも、篇題木牘が記された時点においては、一定のまとまりを持つ文献と意識されていたのであろう。

その思想的傾向は、おおむね『孫子』『孫臏兵法』と同一であるが、その内容は更に豊富である。これらは、おそらく、戦国時代の多くの戦争体験を基に、具体的な戦例から得られた教訓を整理し、それらを帰納して簡条書き風にまとめて提示したものである。戦国時代において、いわゆる「武経七書」以外にも、こうした多くの兵学的著作があったことが明らかになった。これが、第一の意義である。

また、古代兵書の中で特徴的なのは、政治と軍事とを一体のものとして考える傾向である。『孫子』はもとよりであるが、『司馬法』も、「国容」「軍容」という概念を提出し、平時における内政と有事における戦闘とを表裏一体のものとする^(注1)。「論政論兵之類」もまさにそうした文献である。戦国期における政治思想と軍事思想との密接な関係を示す。これが第二の意義であろう。

結語

以上、本稿では、『銀雀山漢墓竹簡「貳」』に収録された「論政論兵之類」全五十篇の内、篇題木牘に篇名が列挙された十二篇について考察を加えてきた。これらは、その文体という点からも、思想的性格という観点からも、一応のまとまりを持つ文献であると推測される。戦国期における政治思想・軍事思想の状況を伝える重要な文献として再評価すべきであろう。

ただ、「論政論兵之類」の中にはかつて『孫臏兵法』に編入されていた篇もある。確かに、『孫臏兵法』が公開された際（一九七五年）、なぜ『孫臏兵法』にそれらの篇が編入されるのかについては、若干の疑問があった。少なくとも、その確証はなかったのである。しかし、このた

び刊行された『銀雀山漢墓竹簡「貳」』の説明によれば、「論政論兵之類」の内十二篇は、篇題木牘にその名が列挙されているという。明らかに、これは、初期の編入作業時における誤りであった。少なくとも、いくつかの篇は、『孫臏兵法』ではないことが判明したのである。

とすれば、この十二篇以外にも、かつて『孫臏兵法』として紹介された篇（例えば、第十四の客主人分篇、十五の善者篇、十八の奇正など）について、改めて考察を加える必要がある。『孫臏兵法』であるという先入観を捨てて、分析し直さなければならない。また、一方、『孫臏兵法』の側についても、新たな考察の必要性が生じてくるであろう。かつて『孫臏兵法』と考えられていたいくつかの篇が実は「論政論兵之類」という別文献の一部であった。従って、それらを差し引いた上で、今一度『孫臏兵法』の体系性や思想的特質を再考するという作業が必要となってくるのである。

こうした見直しを進めることによって、中国古代兵学思想史の研究はさらに前進することであろう。

注

(1) 『守法守令等十三篇』とは、『銀雀山漢墓竹簡「壹」』の編

者（銀雀山漢墓竹簡整理小組）が篇題木牘に列挙された篇名を基に付けた仮称である。しかし、その篇数の認定には問題があり、実は、十二篇ではないかと筆者は考える。この点の詳細については、拙著『中国古代軍事思想史の研究』（研文出版、一九九九年）参照。

(2) その他、『孫臏兵法新編注釈』（劉心健、河南大学出版社、一九八九年）、『孫臏兵法』白話今釈（榮挺進・李丹、中國書店、一九九四年）などがある。

(3) 『銀雀山漢墓竹簡「貳」』の「後記」によれば、第二輯の定稿は、一九八一年に完成していたという。とすれば、その定稿が刊行されるまでに二十八年かかったことになる。

(4) 竹簡の篇題部分が欠損していて篇名を確認できないが、本文の内容から、編者（銀雀山漢墓竹簡整理小組）が補ったものである。「一」は原文にない文字を補った記号。ここでもそれに従い、篇名については以下、「一」記号を省略する。

(5) 原文は「觀庫」。編者（銀雀山漢墓竹簡整理小組）はこれを「觀卓」と釈読しており、ここでもそれに従う。

(6) その他、持盈篇は、竹簡欠損により内容がほとんど確認できない。また、分土篇も竹簡残欠が激しく内容未詳であるが、「湯王」と「伊尹」との間答体で構成されているらしく、この篇のみが唯一例外の文体と言えるかもしれない。

ただ、伊尹の発言の自身が箇条書き風になっていた可能性はある。

(7) 以下、原文の引用に際しては、『銀雀山漢墓竹簡「貳」』の積文および注釈を参考にし、最終的には筆者が確定した文章を掲載する。「九九五」「九九六」などの漢数字は、原文に記された竹簡番号。□は竹簡欠損により判読できない文字、「一」は原文で確認できない文字を補ったもの。また、本章で後述する重要部分については波線を引く、以降で言及する重要部分については波線を引く、次章

(8) 『銀雀山漢墓竹簡「貳」』は、この部分を空白のままとしているが、前後の文脈から考えて、「隣」字の入る可能性が高いであろう。

(9) なお、こうした「兵權謀」と「兵陰陽」との思想的対立や展開の様相の詳細については、拙著『戦いの神―中国古代兵学の展開―』（研文出版、二〇〇七年）参照。

(10) この点の詳細については、拙著『中国古代軍事思想史の研究』（研文出版、一九九九年）参照。